

おはようございます。  
たなかの秋。



### 日本共産党北区議会議員 さがらとしこ 区政レポート

日本共産党議員団  
2015.10.20 No.1352.  
ご相談はお気軽に  
TEL FAX とも **3905-0970**  
さがらとしこ事務所  
赤羽北3-23-17  
(バス停「赤羽北3丁目」・メガシティ近く)

## 向題だらけのマイナンバーですが...

● 10月5日にスタートしましたが、「**番号通知カード**」送付は10月末ごろからになりそうです。そして、来月4日から「**個人番号カード(マイナンバーカード)**」の交付がはじまります。(初回は無料、再発行800円)

● 日本共産党北区議員団は、125万件にもものぼる年金情報流出事件を受けて、あらためて北区でのセキュリティを総点検する上でも実施中止を国に求めるよう要求しましたが、区は受け入れませんでした。

● 実施のための諸経費も人件費も、北区だけ15億円ものち出し、各事業者の方にも負担増となっています。

● その上、お手盛り利権の温床となりがねない事件発覚。

## 「立憲主義」って、何でしょうか。

りっけんしゅぎ

● 最近、とても大きな話題になっていますが、

## 憲法で国家権力を縛るという考え方は、



● つまり、国民の自由や権利を守るために、国がやるべきこと、やってはいけないことを、憲法にあらかじめ定めておくことで、国家権力の暴走を防ぎます。ですから、憲法10章では、憲法に反する法律などは「その効力を有しない」(98条1項)と、大臣や国会議員らに、「憲法を尊重し、守ること」(99条)を課しています。

4 ● 今号の裏面に、園州ル作「憲法キリ」の文面をのせています。



## 辺野古新基地は許さない。 翁長知事が承認取り消しへ

- 13日、おながたけし沖縄県知事が、埋め立て承認を取り消したと発表。
- 戦争への道ストップ、沖縄と連帯!!

## 最賃アップは正義

東京・新宿 若者らがデモ



## 戦争法廃止・立憲主義回復へ



戦争法に反対する6団体と5野党の意見交換会=18日、参院議員会館

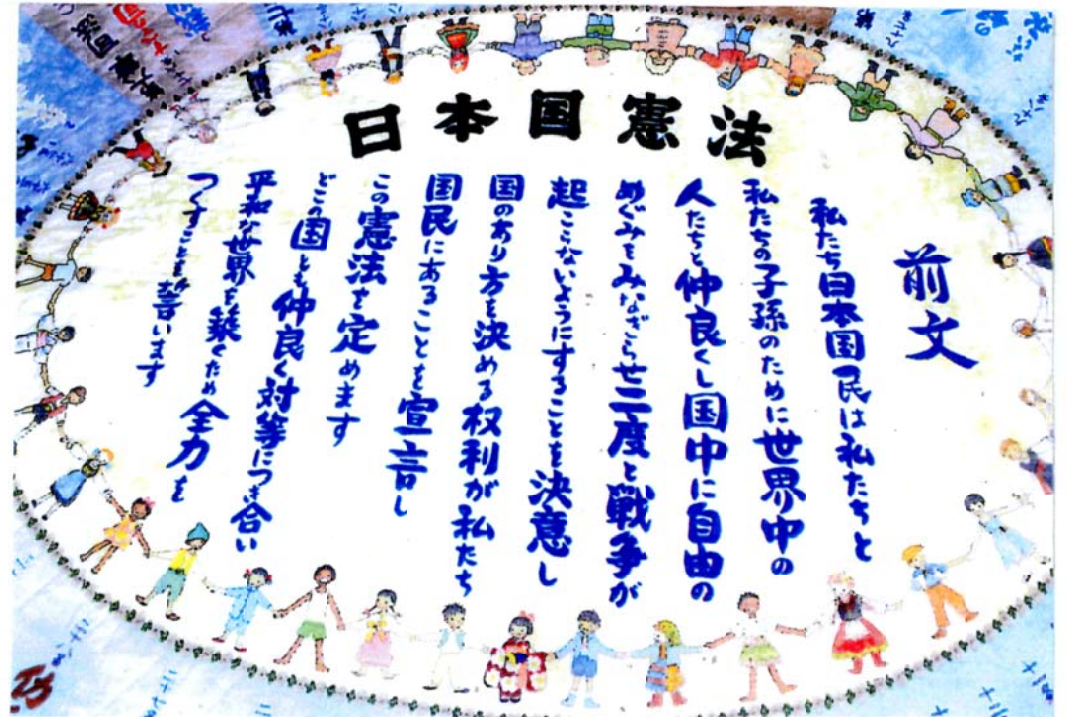
● 10月16日(金)戦争法に反対してきた諸団体と、日本共産党や民主、社民、維新、生活党の5野党が、国内的意見交換会をおこないました。そして、今後、定期開催を確認。

諸団体と5野党

## 10・19 総がかり国会内集会

● 赤羽西口ひろばでも、夕方、宣伝行動した。

AEQUITAS 賃金上げと新宿デモ  
10・19



# 前文

## 日本国憲法

私たち日本国民は私たちが  
 私たちの子孫のために世界中の  
 人々と仲良く国中に自由の  
 起るやうな平和な世界を築く決意し  
 国のあり方を決める権利が私たち  
 国民にあることを宣言し  
 この憲法を定めます  
 平和を尊ぶ義務を負うたが  
 全力をこめて  
 平和な世界を築くたが  
 全力をこめて

# 日本国憲法

ニ〇一五年 園サトル 作  
 「憲法キルト」より

## 前文

私たち日本国民は私たちが  
 私たちの子孫のために世界中の  
 人々と仲良く国中に自由の  
 めぐみとみなぎらせ二度と戦争が  
 起らないようにすることを決意し  
 国のあり方を決める権利が私たち  
 国民にあることを宣言し  
 この憲法を定めます  
 この国とも仲良く対等につき合い  
 平和な世界を築くため全力を  
 つくすことを誓います



第一章 天皇 (一条から八条)

一条 天皇は日本国の象徴

四条 天皇は政治に関与しない(国事行爲を行はぬ)

第二章 戦争の放棄 (九条)

九条 国が持つべきのもめごとを解決に

武力は決して使わない

どんな武器も軍隊も持たない

第三章 権利と義務 (十一条から四十条)

十一條 基本的な人権は永久の権利

十二條 自由と権利は努力して守るもの

十三條 国民は個人として尊重され

しあわせになる権利がある

十四條 すべての国民は法のもとに平等

十八條 だれも奴隷的苦役を受けない

十九條 思想・良心の自由を侵してはならない

二十條 信教は自由・国の宗教活動は禁止

二十一條 集会・結社表現は自由・検閲は禁止

二十二條 居住・移住・職業の選択は自由

二十三條 学問の自由は保障する

二十四條 結婚は男女の合意による・夫婦は同権

二十五條 健康で文化的に暮らす権利は

国が保障する

二十六條 教育を受ける権利と受けさせる義務が

ある

義務教育は無償とする

二十七條 すべての国民は働く権利と義務がある

児童を酷使してはならない

二十八條 働く人たちは回結し団体交渉

団体行動をする権利がある

二十九條 国民は納税の義務を負う

三十條 公務員による拷問・残虐な刑罰は

絶対禁止

三十一條 だれも自分に不利益な供述を

強要されない

第四章 国会 (四十一條から六十四條)

四十一條 国の最高機関であり唯一

法律をつくること

四十二條 衆議院と参議院から成る

四十三條 両院の議員は国民が選ぶ

四十四條 両議院の会議は公開とする

※第五章以降は、次週お届けします。